

「富山大学名誉教授の会」会則

1. 本会は、富山大学名誉教授の会と称する。
2. 本会は、富山大学に関する下記の者を会員とする。
 - (1) 富山大学名誉教授
 - (2) 統合前の富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学の名誉教授で、入会を希望する者
 - (3) 退会を希望する者は、申し出ることができる。
3. 本会の目的及び事業は、次のとおりとする。
 - (1) 富山大学の教育・研究・国際化の充実と発展に協力し、地域の活性化等に寄与する。
 - (2) 会員相互及び大学との連絡を密にし、親睦を図る。
 - (3) その他必要と思われる事業を行う。
4. 本会に下記役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 20名程度
 - (4) 監事 若干名
 - (5) 会計 1名（事務局）
5. 役員の交代にあたっては、現役員が次期役員候補者を推薦するものとする。また、次期会長候補者及び次期副会長候補者は、現幹事会から推薦するものとする。
6. 役員は、総会において選任する。
7. 役員の任期は、選出された総会開催日から、2年後の総会開催日までの2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 本会は、毎年1回総会を開催し、事業計画等を審議する。
9. 本会の運営は役員で構成する幹事会が担当し、事務局は富山大学総務部総務グループに置く。なお、事務局の住所は、富山市五福3190番地富山大学総務部総務グループとする。
10. 本会の運営等に関する経費は、会費その他の収入をもってあてる。
11. 本会の会費は、年間2,000円とする。
12. 会則の改正は、総会の承認を要する。

附記

1. この会則は平成22年3月19日から施行する。
2. この会則は平成22年7月10日から施行する。
3. この会則は平成23年6月25日から施行する。
4. この会則は平成24年6月30日から施行する。
5. この会則は平成25年6月28日から施行する。